

安保法制違憲訴訟の原告に加わりませんか

2015年9月19日、多くの市民の反対の声を無視して安全保障関連法案が強行採決され、その安保法は、2016年3月29日に施行されました。

安保法は、憲法の基本原理である立憲主義、平和主義に反するものです。制定により、憲法の基本原理は勿論のこと、戦後70年間にわたって培われてきた日本という「国のあるよう」が根底から覆されてしまいました。私たちは、断じてこれを認めることはできません。

既に東京では、「安保法制違憲訴訟の会」が結成され、司法の場で安保法の違憲性を訴え、これを廃止させるべく、訴訟を提起しました。

私たちは、この神奈川の地においても、集団的自衛権行使や後方支援活動実施等の差し止めを求める訴訟、国家賠償法に基づき損害賠償を請求する訴訟を、横浜地裁に提起し、司法の場で安保法の違憲性を明らかにしたい、と、「安保法制違憲訴訟かながわの会」を立ち上げました。

みなさんの中には、安保法の成立・施行により、みずからの平和的生存権が侵害されていると感じ、あるいは、外国からの攻撃やテロ等により自らの生命・身体等への危険が高まって人格権を侵害されたと考える方が多数おられると思います。

横須賀基地や厚木基地の近くの住民、先の戦争に従軍した軍人やその家族、空襲による被害者、広島・長崎の原爆被害者、有事には一定の責務や協力を強いられる地方公共団体や交通関係の労働者の方などは、とりわけ切実な思いを持たれていることでしょう。

みなさん、それぞれの立場から法律の違憲性を訴えていこうではありませんか。

多くの県民・市民のみなさんが、この訴訟に原告として参加されることを呼びかける次第です。

また同時に、原告にはならないけれども、原告と訴訟を支援してくださる、サポートーも募集します。

- ★ 原告として参加を希望される方は、訴訟活動の実費として、年額3,000円のご負担をお願いします。
　　サポーターの方々には、カンパ会費として年額3,000円のご負担をお願いします。
- ★ 下記に、チェック、必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。
　　おって、こちらから、委任状等の必要書類を送付いたします。
- ★ 原告は、原則として神奈川県在住、又は在勤の方とさせていただきたく、ご了承ください。



【安保法制違憲訴訟かながわの会】

共同代表 弁護士岡田尚 弁護士石黒康仁 弁護士森卓爾 弁護士福田護
斎藤龍太（憲法九条やまとの会事務局長、医師） 中西新太郎（横浜市立大学教授）
中森圭子（憲法フォーラム共同代表） 福田裕行（憲法共同センター）

連絡先 ・〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 4階 神奈川総合法律事務所 担当 弁護士 福田 護
　　電話 045-222-4401 FAX 045-222-4405
・〒231-0021 横浜市中区日本大通17 8階 横浜合同法律事務所 担当 弁護士 関守麻紀子
　　電話 045-651-2431 FAX 045-641-1916

きりとり不要

申し込み書

FAX 045-222-4405 福田宛 ／ 045-641-1916 関守宛

※いずれかにFAXしてください。

私は、原告になります。

※いずれかを、チェックしてください。

私は、サポートーになります。

ふりがな
氏名

住所

電話番号

携帯電話

FAX番号

メールアドレス

@

※ハイフン、アンダーバー等正確にご記入ください。